

水道法に基づく水質基準(52項目)：水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)。最終改正：令和7年6月30日環境省令第19号(令和8年4月1日施行)。

9項目	16項目	40項目	番号	項目	基準値	料金(円)(税抜)	検体量(ml)
注1	注2	注3					
○	○	○	基01	一般細菌	集落数100以下/ml	3,500	◇200
○	○	○	基02	大腸菌	検出されない	5,000	◇200
		○	基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	11,000	■300
		○	基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	11,000	100
		○	基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	11,000	■300
	○	○	基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	11,000	■300
		○	基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	11,000	■300
		○	基08	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	11,000	■300
	○	○	基09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	5,000	◆200
		○	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	30,000	100
	○	○	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	6,000	◆200
		○	基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	11,000	◆200
		○	基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	11,000	■300
		○	基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	P+7,000	□200
		○	基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	33,000	□200
		○	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	P+13,000	□200
		○	基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	P+7,000	□200
		○	基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	P+7,000	□200
		○	基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	P+7,000	□200
		○	基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下	50,000	1000
		○	基21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	P+7,000	□200
			基22	塩素酸	0.6 mg/L以下	13,000	◆200
			基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	C+7,000	◎200
			基24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	P+7,000	□200
			基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	C+7,000	◎200
			基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	P+7,000	□200
			基27	臭素酸	0.01 mg/L以下	33,000	100
			基28	総トリハロメタン (*)	0.1 mg/L以下	0	□200
			基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	C+7,000	◎200
			基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	P+7,000	□200
			基31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	P+7,000	□200
			基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	26,000	200

\* … クロロホルム, ジブロモクロロメタン, ブロモジクロロメタン, ブロモホルムの総和

注1(9項目)：水道法施行規則(昭和32年12月14日厚生省令第45号)に示された1ヶ月に1回測定する項目

注2(16項目)：建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年1月21日厚生省令第2号)に示された6ヶ月に1回測定する項目(飲料水の水質検査)

注3(40項目)：水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年10月10日健水発第1010001号)に示されたすべての水源の原水について1年に1回測定する項目(原水に係る水質検査)

9項目	16項目	40項目	番号	項目	基準値	料金(円)(税抜)	検体量(ml)
注1	注2	注3					
	○	○	基33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	11,000	■300
		○	基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	11,000	■300
	○	○	基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	11,000	■300
	○	○	基36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	11,000	■300
		○	基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	8,000	○200
		○	基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	11,000	■300
○	○	○	基39	塩化物イオン	200 mg/L以下	4,000	◆200
		○	基40	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	6,000	○200
	○	○	基41	蒸発残留物	500 mg/L以下	4,500	500
		○	基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	25,000	200
		○	基43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	G+16,000	▽200
		○	基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	G+16,000	▽200
		○	基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	24,000	2,000
		○	基46	フェノール類	0.005 mg/L以下	30,000	1,000
○	○	○	基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	13,000	200
○	○	○	基48	pH値	5.8以上8.6以下	3,500	100
○	○		基49	味	異常でない	2,500	100
○	○	○	基50	臭気	異常でない	2,500	100
○	○	○	基51	色度	5度以下	2,500	100
○	○	○	基52	濁度	2度以下	2,500	100

《セット料金》

- ・水道法基準52項目：363,000 円(GMP対応546,000円)
- ・9項目(注1)：20,000 円
- ・16項目(注2)：43,500 円(GMP対応60,000円)
- ・40項目(注3)：285,000 円

《項目別基本料金》

- ・P：VOC項目共通基本料金：30,000 円
- ・C：クロロ酢酸類共通基本料金：20,000 円
- ・G：カビ臭共通基本料金：20,000 円

《検体量》

- ・水道法基準52項目：9 L以上
  - ・9項目(注1)：1 L以上
  - ・16項目(注2)：2 L以上
  - ・40項目(注3)：7.5 L以上
- ◇■◆□◎▽○：共通項目サンプル量